

議案第10号

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>558,000円</u>	議長	<u>550,000円</u>
副議長	<u>504,000円</u>	副議長	<u>497,000円</u>
常任委員長	<u>480,000円</u>	常任委員長	<u>473,000円</u>
議会運営委員長	<u>480,000円</u>	議会運営委員長	<u>473,000円</u>
議員	<u>470,000円</u>	議員	<u>463,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。